

月報 (令和8年1月号)

いしのまき

みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

ハローワーク石巻 ☎986-0832 石巻市泉町4丁目1-18

(石巻公共職業安定所)

TEL 0225-95-0158

○ 一般職業紹介状況（令和7年11月内容）について

【有効求人倍率】

- 有効求人倍率は1.26倍となり、前年同月差では0.08ポイント下回り、前月差では0.07ポイント上回りました。

【求人のようす】

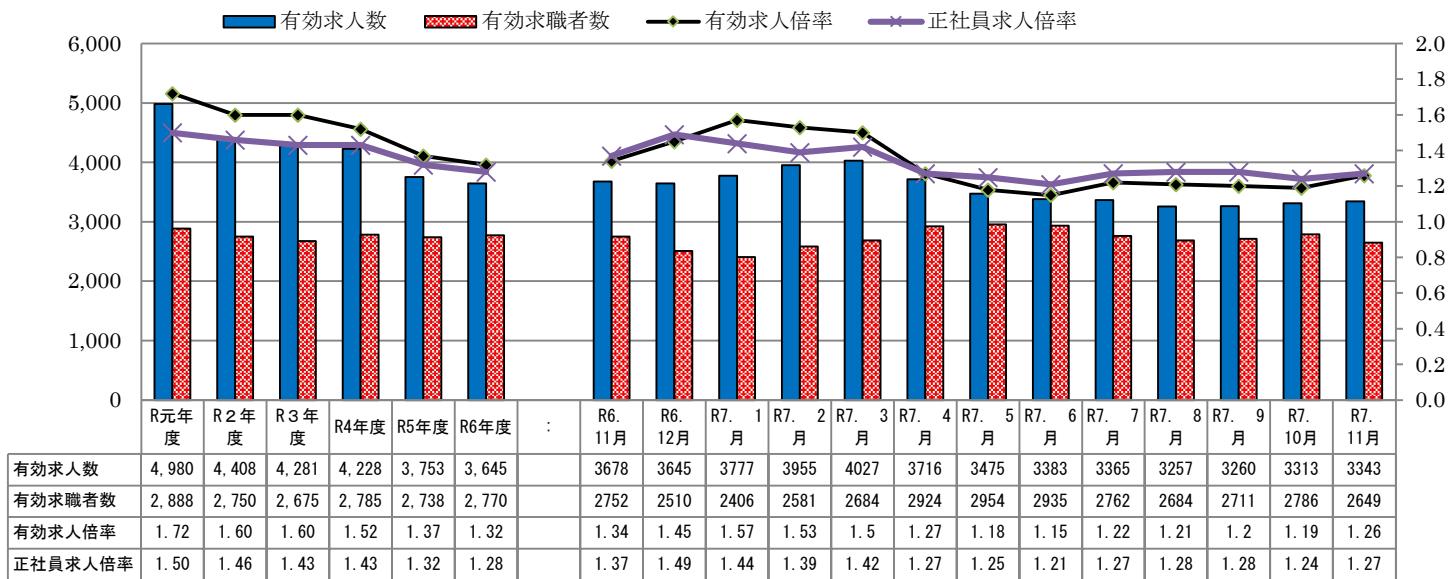
- 新規求人数は1,125人で、前年同月比で9.1%減（前年同月差113人減）、前月比で11.6%減（前月差147人減）となりました。
- 月間有効求人数は3,343人で、前年同月比で9.1%減（前年同月335人減）、前月比で0.9%増（前月差30人増）となりました。

【求職のようす】

- 新規求職者数は498人で、前年同月比で14.9%減（前年同月差87人減）、前月比31.0%減（前月差224人減）となりました。
- 月間有効求職者数は2,649人で、前年同月比で3.7%減（前年同月差103人減）、前月比で4.9%減（前月差137人減）となりました。

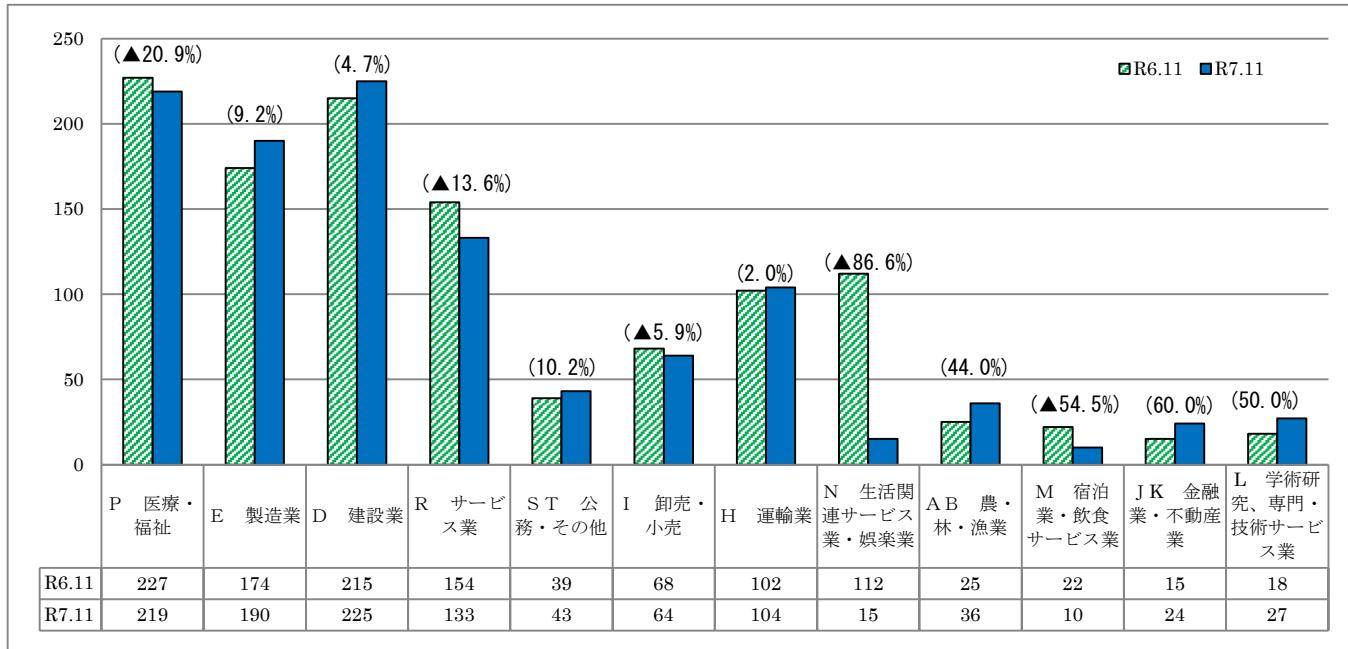
月間有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は1,055人で39.8%、45歳以上54歳以下は606人で22.9%、55歳以上は988人で37.3%となっています。

求人・求職の状況



※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

○ 産業別：主な新規求人の状況



○ 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,125	*	*	▲11.6	▲9.1
月間有効求人数		3,343	*	*	0.9	▲9.1
新規求職者数		498	221	277	▲31.0	▲14.9
うち雇用保険受給者		105	51	54	▲36.7	▲10.3
月間有効求職者数		2,649	1,233	1,414	▲4.9	▲3.7
うち雇用保険受給者		871	408	463	▲7.3	▲7.8
求人倍率	新規	2.26	*	*	0.50P	0.14P
	有効	1.26	*	*	0.07P	▲0.08P
紹介件数		611	316	295	▲24.3	▲19.0
うち雇用保険受給者		163	84	79	▲21.3	▲4.7
就職件数		172	73	99	▲27.7	▲25.2
うち雇用保険受給者		58	29	29	▲14.7	▲1.7
新規就職率		34.5	33.0	35.7	1.5P	▲4.8P

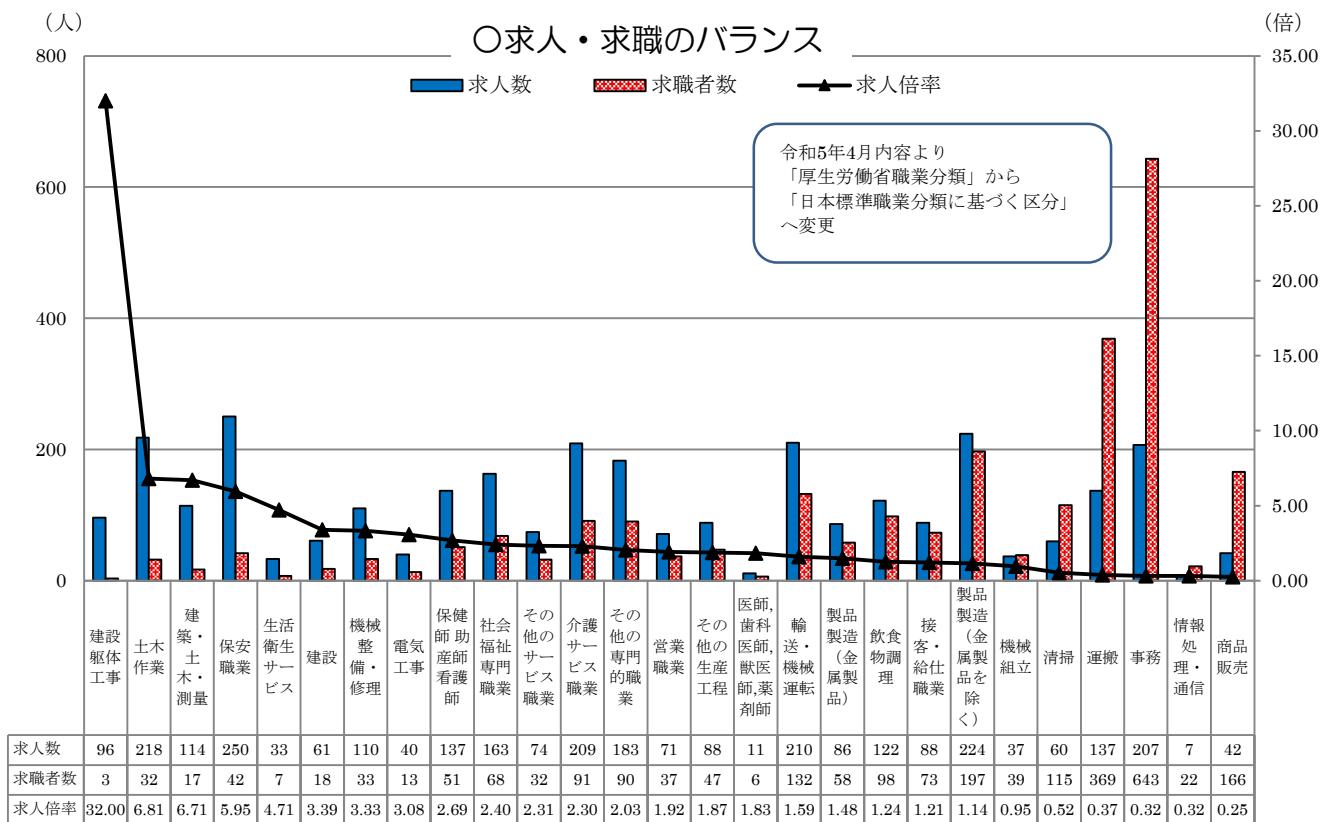
※平成 16 年 11 月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和 3 年 9 月以降の数値の取扱いについては、1 頁の（※）を参照。

○ 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	26	3	2	19	2	▲39.5	85.7
新規登録者数	14	2	1	10	1	▲30.0	133.3
就職件数	10	4	0	6	0	▲16.7	▲9.1
月末現在有効求職者数	389	96	55	200	38	6.3	45.7

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等



※ パートを含み、臨時を除く常用

※求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

○ 雇用保険取扱状況

		計	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	6	20.0	▲68.4
	廃止事業所数	7	0.0	▲41.7
	月末現在事業所数	3,889	0.0	▲1.6
被保険者関係	資格取得者数	407	▲19.9	▲30.8
	資格喪失者数	417	▲33.0	0.5
	離職票交付件数	276	▲30.1	▲2.8
	月末現在被保険者数	43,156	▲0.1	▲1.6
給付金関係	受給資格決定数	132	▲40.5	▲24.1
	一般給付受給者数	647	▲8.2	▲4.1
	一般給付金額(千円)	76,127	▲23.5	▲0.8
	個別延長給付受給者数	0	0	-
	個別延長給付金額	0	0	-

※金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

☆電子申請アドバイザーのご案内

労働保険関係の届出、申請には電子申請が便利！

電子申請を使うと、ハローワークに出向くことなく、オンラインでお手続きが可能です。

石巻所では月に一回、電子申請アドバイザーを招き、事業所様向けにご相談を受け付けています。

○ 今後の電子申請アドバイザー出張相談日は・・・ **1月13日(火)・2月10日(火)** です。

※会場は、ハローワーク石巻3階会議室となります。9:00~16:00の間の30分程度を予定しております。

※参加希望の場合は、雇用保険適用窓口にご連絡ください。TEL: 0225-95-0158(21#)

事業主のみなさまへ

「公正採用選考人権啓発推進員」 の選任をお願いします。



みやぎハローワークキャラクター
「ガンちょーさん」

「公正採用選考人権啓発推進員」は、公正な採用選考の確立や人権啓発研修の実施など、社内の人権啓発に関する中心的な役割を担っていただく方です。

Q 1 推進員の選任対象となる事業所は？

- 常時雇用労働者数が80人以上規模の事業所（80人未満の事業所も選任可能）
- すべての労働者派遣事業を行う事業所
- すべての職業紹介事業を行う事業所

【厚生労働省ホームページ「公正採用選考特設サイト」】
<https://kouseisaiyou.mhlw.go.jp/index.html>



Q 2 誰が推進員になるのか？

推進員は、原則として人事担当責任者など、採用選考に関する事項について相当の権限を有する方から1名を選任してください。

例) 人事部長、人事課長、総務部長、総務課長、支店長、店長

Q 3 推進員の役割は？

- 事業所内の公正な採用選考システムの確立を図り、事業所内で行われる労働者の採用選考が公正なものとなるよう、事務的な責任者（旗振り役）としての役割を担います。
- ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担います。
- 労働局が定期的に開催する研修会等に参加し、公正な採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深め、事業所内において「公正な採用選考」の考え方を的確に伝えていただきます。

Q 4 なぜ推進員を選任する必要があるのか？

推進員制度は、憲法に規定される職業選択の自由、就職の機会均等の確保という理念に基づく制度です。推進員が人権問題に関する正しい理解と認識を深め、それを社内で普及すること、また公正採用選考を行う体制を確立することを通じて、この理念の実現を目指しています。推進員制度へのご理解とご協力を何卒よろしくお願いいたします。

Q 5 推進員を選任したらどうすればいい？

推進員を新たに選任した場合や推進員を変更した場合は、ハローワークにご報告をお願いします。報告様式は宮城労働局ホームページに掲載しております。Eメールでの提出も可能です。

【宮城労働局ホームページ「様式(公正採用選考関係)」】
<https://isite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/1/120/122/12251.html>

